

「学びたい」をあきらめないで。

新型コロナウイルスの影響などで

家計急変した高校生への支援


失職、倒産、新型コロナウイルス感染症の影響による減収などで家計が急変した世帯の方は、各学校が行う支援を受けることができます。

それぞれ申込みが必要です。

① 授業料軽減

- 経済的理由（失職、倒産、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等）により就学が困難な生徒の世帯に対し、私立高校が負担軽減のための授業料減免を行った場合、県が学校法人へ補助をします。
- 保護者の方へ直接授業料を補助するものではありませんが、学校を通じ授業料が減免されます。

 在籍する学校が定める要件に該当する方が対象

 お問い合わせ・申込みは、学校へ


② 奨学のための給付金

教科書費・教材費など、
授業料以外の教育費支援のしくみです。

- 家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校等奨学のための給付金対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施します。

 年収約270万円未満相当（住民税所得割非課税相当）になった世帯が対象

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科

 お問い合わせ・申込みは、学校へ